

竹信三恵子著

『家事労働ハラスメント—生きづらさの根にあるもの』岩波新書（2013年）

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、最近ではマタニティ・ハラスメントなど、“ハラスメント”という言葉は、日本社会にもだいたい定着してきた。では、この“家事労働ハラスメント”というタイトルに、どのようなイメージを持つだろうか。

著者によると、“家事労働ハラスメント”とは、「家事労働を貶めて、労働時間などの設計から排除し、家事労働に携わる働き手を忌避し、買いたたく」行為だという。これを一読したときには、ハラスメントの被害者（家事労働に携わる働き手）はイメージできるものの、ハラスメントの行為者は一体誰なのかがわからない。そんな疑問を持ちつつ、読み進めることにした。

本書は、無償労働である家事労働に焦点をあてつつも、日本社会の男女の働き方の実態、すなわち、女性も男性も働きづらく、生きづらい現状を様々な角度から明らかにしている。また、新聞記者であった著者の実体験とともに、派遣で働くシングルマザー、専業主婦から正社員に転換した女性、“カネ離れ”した年収200万円未満の夫婦、路上生活をする女性、零細自営業の妻、育児時間の取得を職場に求めた男性など、様々な登場人物によるエピソードがより著者が描く現実を際立たせている。

以下では、本書の中心となる第1章～第4章について簡単に紹介したい。

第1章（「元祖ワーキングプア」）では、女性の低賃金が、女性を家事や育児を担う者と位置付け、（男性の）賃労働から排除しようとする仕組みによりもたらされている実態を男女雇用機会均等法、労働者派遣法の制定、第3号被保険者の導入が行われた1985年を起点に説明している。また、景気の低迷によって、若者や男性にも経済的自立の難しい非正規労働者が増加し、社会的貧困を招いていると指摘している。

続く、第2章（『専業主婦回帰』の罟）では、家計にとって女性の収入が不可欠になりつつあるにもかかわらず、社会的合意がないまま子育て支援が行われている実態を取り上げている。また、専業主婦世帯の二極化が進む中で、働いていなければ入所できない保育所の仕組みが「主婦」と「働く女性」を線引きしているとし、主婦の就労支援こそが女性の就労支援という主張は、大変興味深い。

第3章（「法と政治が『労働を消す』とき」）では、女性労働では、取り上げられにくい中小零細企業の自営業主の妻として働く女性、農家の女性、労基法以外の「家事使用人」である女性たちに焦点を当て、女性が報酬を得ることを阻む政治や法律の仕組みを説明している。

そして、第4章（「男性はなぜ家事をしないのか」）では、妻の働きを家計のもうひとつの柱として機能させるために、企業、社会サービス、そして男性がバランスよくその役割を分け持ち、女性に偏った家事労働を分散する必要があると論じている。また、昨今の“イクメン”ブームのなかで、企業のなかでは、仕事環境は変わらぬまま、より効率的に要領よくパフォーマンスをあげ、かつ、育児もこなす男性が求められるようになり、こうした要請にこたえられない「イクメンもどき」が増えてしまうのではないかの懸念も示されている。

本書を読み終えて、改めて「家事労働ハラスメント」とは何かを考えてみた。家事労働の負担があるがゆえに、低賃金労働にしか就けない女性、また、家事や育児に参加したいのに、それが受け入れられない男性双方に対する、企業、法、政治、社会サービス等々によるハラスメントとでもいうべきだろうか。（後藤嘉代）